

# 生活の維持・事業継続のために

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活や経済に大きな影響が出ています。今号では、国・県・市などが行っている支援を紹介します。くわしくは各問い合わせ先へ。

## 成田市独自の支援策 ※すでに申請期限が過ぎたものなどを除く

### なりた地域応援プレミアム付商品券(追加販売)

地域経済の活性化のため発行している「なりた地域応援プレミアム付商品券」を追加販売します。購入には事前の申し込みが必要です。なお、初回販売で応募した人は全員当選となりました。

**販売価格(1冊当たり)** = 1万円(1人5冊まで。応募者多数は抽選)

**内容** = 市内の全ての取扱店で利用できる共通券(1,000円券)10枚、小規模店専用券(500円券)6枚の計1万3,000円分。釣り銭は出ません

**利用可能期間** = 8月17日(月)~1月31日(日)

**利用可能店舗** = 店頭にステッカーを掲示している店舗。特

設ホームページ(<https://premium-gift.jp/naritacity>)で確認できます

**対象** = 市内在住・在勤・在学の人(初回販売で応募した人を除く)

**申込方法** = 8月14日(金)(当日消印有効)までに往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、在勤・在学の方は勤務先または学校名、購入希望冊数を書いて、商工課(〒286-8585 花崎町760)へ。後日、結果を通知します(1人1通まで。返信用の宛名も記載してください)

**購入方法** = 当選通知に記載された販売期間内に、指定販売場所で当選通知と引き換えで購入。運転免許証などの本人確認ができる物を持ってきてください

※くわしくは給付金・商品券専用ダイヤル(☎20-1611)へ。

### 高齢者支援商品券

日常生活を取り戻すきっかけとしてもらうため、外出や地域交流などを自粛してきた高齢者に、市内の店舗で利用できる5,000円分の商品券を交付します。

**対象** = 昭和31年4月1日以前に生まれ、令和2年8月1日時点で市に住民記録がある人

**利用可能期限** = 1月31日(日)

**交付方法** = 8月末に対象者に発送(申請は不要)

※簡易書留で送付するため、到着まで時間がかかる場合があります。商品券は「なりた地域応援プレミアム付商品券」の利用可能店舗で利用できます。くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

### なりた子育て応援給付金

外出自粛などに伴い、負担が増している子育て世帯を対象に給付金を支給します。

**対象** = 令和2年4月30日時点で市に住民記録があり、次のいずれかに当てはまる人

- ①令和2年5月分の児童手当または特例給付の支援対象者(公務員を除く)
- ②令和2年5月分の児童手当または特例給付の支援対象となる公務員
- ③令和2年5月分の児童手当または特例給付の支援対象となる子どもと同一世帯の養育者(支給対象者の住民記録

が市外にある場合)

- ④平成14年4月2日~17年4月1日生まれの子どもと同一世帯の養育者(子どもが養育者の扶養から外れている場合や婚姻している場合を除く)

**給付額(子ども1人当たり)** = 1万円

**申請方法**

- ①…申請は不要。5月に支給済みです
- ②③④…5月に送付した申請書と必要書類を同封の返信用封筒で子育て支援課へ。受け付け後、決定通知書を送付して指定の口座に振り込みます

**申請期限** = 12月1日(火)(当日消印有効)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

## なりた新生児応援給付金

生活環境が制限されたことにより影響を受けた新生児の保護者を支援するため、給付金を支給します。対象者には7月に申請書を送付済みです。

**対象** = 令和2年4月28日～5月31日に生まれ、5月31日時

点で市に住民記録がある新生児の保護者

**給付額(新生児1人当たり)** = 10万円

**申請方法** = 申請書と必要書類を同封の返信用封筒で子育て支援課へ

**申請期限** = 9月30日(火)(当日消印有効)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

## なりたひとり親家庭応援給付金

子育てと仕事を一人で担い、負担が生じているひとり親世帯などを支援するため、給付金を支給します。対象と見込まれる世帯には7月に申請書を送付済みです。

**対象** = 次のいずれかに当てはまるひとり親世帯など

○基本給付

- ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない
- ③18歳未満の子(令和2年度中に18歳になる子を含む)を持つひとり親で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受けている場合と同じ水準となっている

○追加給付

基本給付の①②のうち、感染症の影響を受けて家計が急

変し収入が減少した

**給付額**

- 基本給付…第1子は5万円、第2子以降は1人当たり3万円
- 追加給付…1世帯5万円

**申請方法**

- ①申請は不要。8月中に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。ただし、追加給付を受ける場合には追加給付の申請書を子育て支援課(市役所2階)へ
- ②基本給付の申請書と必要書類、追加給付を受ける場合には追加給付の申請書を同課へ
- ③基本給付の申請書と必要書類を同課へ

**申請期間** = 8月3日(月)～12月1日(火)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

## 成田市農業者緊急支援給付金

農業収入が減少し、経営の安定に支障が生じている農業者に対し、給付金を支給します。

**対象** = 農林畜水産業を営む農業経営体のうち次の全ての条件を満たす事業主

- 令和2年4月7日時点で、市内在住で農業を営んでおり、引き続き農業を営んでいる
- 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2～5月のいずれか1カ月の農業収入が前年の同月と比較して30%以上減少している
- 成田市中小企業等緊急支援給付金を受給していない
- 市税を滞納していない(滞納している場合は令和2年2月1日時点で納付の約束が履行されていること)
- 反社会的勢力でない、または反社会的勢力と関係を有していない

**給付額(1経営体当たり)** = 30万円

**申請方法** = 市ホームページ(<https://www.city.narita.chi>

[ba.jp/business/page0138\\_00035.html](https://www.city.narita.chi/ba.jp/business/page0138_00035.html))にある申請書と次の必要書類を郵送で農政課「成田市農業者緊急支援給付金」担当(〒286-8585 花崎町760)へ。申請書をダウンロードできない場合は郵送しますので農政課(☎20-1541)へ連絡してください。農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農業センター(宝田)の窓口でも配布しています。なお、農政課の窓口でも申請できます。予約制となるので、事前に同課へ連絡してください。

**必要書類**

- 対象月の売上台帳の写し
- 対象月の出荷伝票・明細書などの写し(出荷先が発行するもの)
- 対象月の農林畜水産物の販売額が確認できる通帳の写し
- 本人確認ができる物(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し
- 通帳(口座番号と名義人が分かるページ)の写し

**申請期限** = 8月31日(月)(当日消印有効)

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

## 個人向けの支援

名称	内容	問い合わせ先
特別定額給付金	4月27日時点で市に住民記録がある人(外国人を含む)に、1人当たり10万円を支給します(申請期限は8月20日(木))	成田市特別定額給付金コールセンター(☎33-3621)
市税の納付の猶予	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、申請に基づいて納付の猶予を受けることができます	納税課(☎20-1519)
国民健康保険税の減免	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、減免になる場合があります	保険年金課(☎20-1526)
国民年金保険料免除等に係る臨時特例	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、免除申請または学生納付特例申請ができます	保険年金課(☎20-1547)
後期高齢者医療保険料の減免等	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります	
介護保険料の減免	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、減免になる場合があります	介護保険課(☎20-1545)
要介護認定・要支援認定の有効期間の延長	要介護認定・要支援認定の更新申請をする人で、介護保険施設や病院の入所者のほか在宅を含む全ての被保険者について、面会が困難または認定調査を希望しない場合は、認定の有効期間を6カ月延長します	
水道料金・下水道使用料の納付の猶予	納付が困難な場合は、水道料金・下水道使用料の徴収を行っている事業者にご相談してください	ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は船橋水道事務所成田支所(☎27-2232)、そのほかの地区はヴェオリア・ジェネッツ(株)(☎22-8881)
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(特例給付は除く)の支給を受ける人に、子ども1人当たり1万円を支給します(公務員以外には6月に支給済み。公務員は12月1日(火)までに申請が必要)	子育て支援課(☎20-1538)
ひとり親世帯臨時特別給付金	子育てと仕事を一人で担い、負担が生じているひとり親世帯などを支援するため、対象となる世帯に対し、第1子は5万円、第2子以降は1人当たり3万円(一定の条件を満たしている人はさらに1世帯5万円)を支給します(申請期間は8月3日(月)～12月1日(火))	
母子父子寡婦福祉資金の貸し付け	子どもが通う学校の休校により就業が難しくなったり、勤務先が休業したりして、一時的に収入が減少した母子・父子家庭世帯に、必要な資金の貸し付けを行います	建築住宅課(☎20-1564)
市営住宅の家賃等減免制度	世帯の所得に変動があり、一定の基準を満たす入居者については、家賃を減額することができる場合があります	
住宅を失った人への市営住宅の提供	解雇などにより住宅の退去を余儀なくされた人を対象に、市営住宅を提供します	社会福祉協議会(☎27-7755)
生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金(特例貸付)	勤務先の休業などにより一時的に収入が減少した人に、20万円を上限に生活資金を無利子で貸し付けを行います	
生活福祉資金貸付制度 総合支援資金(特例貸付)	失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯に対し、単身世帯45万円・2人以上の世帯60万円を上限に無利子で貸し付けを行います(一定の条件を満たしている人は、貸付期間延長の特例あり)	
労災保険の休業補償	業務・通勤中に感染した場合、平均賃金の8割程度を補償します	労災保険相談ダイヤル(☎0570-006031)

名 称	内 容	問い合わせ先
傷病手当金	健康保険などの被保険者が業務外で感染した場合、3日を経過した日から月給の日額の3分の2程度を支給します	各健康保険組合など
休業手当	会社に責任のある理由で休む場合、平均賃金の6割以上を支給します	特別労働相談窓口 (☎043-221-2303)
雇用保険の失業給付	勤め先を解雇された場合、年齢や勤続年数などに応じて、直近6カ月の平均賃金の45～80%を最長1年間給付します	ハローワーク成田駅前庁舎 (☎89-1700)
未払賃金立替払制度	勤め先が倒産した場合、受け取っていない賃金と退職金の8割(最大296万円)を給付します	労働者健康安全機構・未払賃金立替払相談コーナー (☎044-431-8663)
高等教育修学支援新制度	生活が困窮し、緊急に支援を必要としている学生が、一定の条件を満たしている場合に、授業料減免や給付型奨学金を受けられます	日本学生支援機構奨学金相談センター(☎0570-666-301)
住居確保給付金	失業・休業などにより家賃の支払いが難しくなった人で一定の条件を満たす場合に、3カ月を限度として給付金を支給します(一定条件により最大9カ月まで延長可)	暮らしサポート成田 (☎20-3399)

## 個人事業主・企業向けの支援

名 称	内 容	問い合わせ先
固定資産税等の軽減措置について	事業収入が前年と比べて一定以上減少した中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産・事業用家屋に係る固定資産税と都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロにします(申請期限は2月1日(月))	資産税課(☎20-1514)
千葉県中小企業再建支援金	売り上げが前年と比べて一定以上減少した、県内に本社を有する中小企業・個人事業主に40万円を上限に支給します(申請期限は8月31日(月))	千葉県中小企業再建支援金相談センター(☎0570-04-4894)
家賃支援給付金	地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金として、売り上げが前年と比べて一定以上減少した法人に600万円・個人事業主に300万円を上限に支給します(申請期限は1月15日(金))	家賃支援給付金コールセンター (☎0120-653-930)
持続化給付金	事業全般に広く使える給付金として、売り上げが前年と比べて一定以上減少した中小企業に200万円・個人事業主に100万円を上限に支給します(申請期限は1月15日(金))	持続化給付金事業コールセンター (☎0120-115-570)
小学校休業等対応支援金	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む個人事業主に1日7,500円を上限に支給します(申請期限は12月28日(月))	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (☎0120-60-3999)
小学校休業等対応助成金	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む労働者に対し、労働基準法上の有給とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に、労働者1人当たり1日1万5,000円を上限に助成します(申請期限は12月28日(月))	
雇用調整補助金	事業の縮小を余儀なくされた事業主に、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を、労働者1人当たり1日1万5,000円を上限に助成します	ハローワーク成田からべ庁舎 (☎27-8609)
セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	売り上げが前年と比べて一定以上減少している中小企業に向けた融資の保証制度で、一般の保証枠とは別枠で利用できます。申し込みには、市が発行する認定書が必要です	融資の相談については取引先の金融機関または千葉県信用保証協会(☎043-221-8111)。認定の申請については商工課(☎20-1622)

\*7月22日時点の情報を掲載しています。最新の支援制度については市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0000\\_00168.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0000_00168.html))などで確認してください。